

1 本指針の目的

本指針は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」といいます。）の制定や、近隣自治体におけるいわゆるごみ屋敷対策条例の制定といった状況の変化を踏まえ、民有地等に関する地域的困難課題に係る相談取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第1条に基づく相談事案（以下「相談事案」といいます。）へのより円滑な対応に資するため、要綱の規定を補足するものです。

2 関係部署の範囲・決定方法

- (1) 要綱第3条に定める関係部署（以下「関係部署」といいます。）は、各相談事案の状況を踏まえ、要綱第2条に定める相談担当課（以下「相談担当課」といいます。）と各部署の協議により決定します。
- (2) 関係部署に該当する可能性のある部署を別表第1に掲げますが、あくまで例示であり、記載のない部署が関係部署となることを妨げるものではありません。
- (3) 相談事案の改善・解決に向けた取組が専ら特定の関係部署の所掌事務に属する場合には、当該部署は相談担当課と協議の上、当該事案の引き継ぎを受けることを原則とします。

3 調査

- (1) 関係部署は、相談担当課からの依頼があれば要綱第3条に基づく実地調査に協力するものとします。
- (2) 相談担当課は、要綱第3条に基づく実地調査の結果を踏まえ、別表第2に掲げる法律（以下「関連法」といいます。）の所管部署に対して、関連法に基づく調査等（立入検査、質問、資料の収集等、相談事案の改善・解決に向けた情報収集をいいます。以下同じ。）を行うよう依頼することができます。
- (3) 前項の依頼を受けた関連法の所管部署は、相談事案の状況が関連法の要件を満たさない場合を除き調査等を行い、その結果を相談担当課に説明するものとします。
- (4) 前項の調査等を行わなかった関連法の所管部署は、その理由を相談担当課に説明するものとします。
- (5) 第3項及び前項に関し、相談者及び地域住民等への説明が必要な場合には、相談担当課が行うものとします。ただし、納得が得られないなどの事情がある場合には、相談担当課の依頼により、関連法の所管部署が協力して改めて説明を行うものとします。

4 土地の所有者等による対応への支援

- (1) 要綱第3条に定める土地の所有者等（以下「土地の所有者等」といいます。）が、要綱第5条第2項及び第6条第2項に基づき依頼された改善策の実施に応じる意向を示した場合には、相談担当課及び関係部署は連携して、相談事案の改善・解決に向けた土地の所有者等の対応を支援します。

5 法令等に基づく対応

- (1) 要綱第5条第2項及び第6条第2項に基づく助言・依頼を行っても相談事案が改善・解決されない場合には、相談担当課は、関連法の所管部署に対して関連法の適用による相談事案の改善・解決の検討を依頼することができます。
- (2) 前項による依頼を受けた関連法の所管部署は、関連法の適用可能性について検討するものとします。
- (3) 前項による検討の結果、関連法の適用による対応が困難であると判断した当該関連法の所管部署は、その理由を相談担当課に説明するものとします。
- (4) 前項に関し、相談者及び地域住民等への説明が必要な場合には、相談担当課が行うものとします。ただし、納得が得られないなどの事情がある場合には、相談担当課の依頼により、関連法の所管部署が協力して改めて説明を行うものとします。

(5) 第2項による検討の結果、関連法の適用によって相談事案が改善・解決される可能性がある場合には、当該関連法の所管部署は相談担当課と連携して、土地の所有者等に対して当該関連法に基づいた対応（勧告、命令等）を行うものとします。

(6) 前項の対応について、相談事案の状況により複数の選択肢がある場合には、管理者等や対象物件周辺の地域住民に対する影響の少ないものから段階を踏んで実施するものとします。

6 関係部署会議・ワーキンググループ

(1) 相談担当課の課長級職員は、相談事案の改善・解決に向けた取組の推進を図るため、関係部署の課長級職員を集め、自らを座長として相談事案関係部署会議（以下「関係部署会議」といいます。）を開催することができます。

(2) 関係部署会議は、次に掲げる情報共有、確認及び決定等を議題とします。

ア 3の調査に関すること

イ 5の法令等に基づく対応に関すること

ウ 7の他会議への付議に関すること

エ 要綱第5条第2項及び第6条第2項に基づく助言・依頼に関すること

オ 相談事案の改善・解決に向け、その他必要と認められること

(3) 相談担当課の係長級職員は、関係部署会議の円滑な運営に資するため、関係部署の係長級職員を集め、自らを座長として相談課題関係部署会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」といいます。）を開催することができます。

(4) ワーキンググループの議題は、関係部署会議に準じます。

7 他会議への付議

(1) 要綱等に基づく取組では改善・解決が困難な相談事案のうち、事案の状況と地域住民への影響の程度に鑑み特に重要なものについては、相談担当課及び関係部署は、関係部署会議の決定を経た上で、要綱第5条第4項に基づき、市民文化局市民生活部企画課に対し、川崎市私有財産等に関する解決困難な地域課題に係る検討連絡会議への付議を求めることができます。

8 記録の作成及び共有

(1) 相談担当課及び関係部署は、要綱等に基づき入手した相談事案に関する情報及び市の対応履歴について、随時、専用データベースに記録することとします。

(2) 相談担当課及び関係部署は、専用データベースの参照等により、各相談事案に関する情報の共有に努めることとします。

附則

1 この運用指針は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この運用指針は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（関係部署の例示）

相談事案に係る対象物件の状況例（複数項目に該当することもあり得ます）	関係部署となり得る組織の例	
	区役所	事業局
建築物の倒壊・脱落・飛散等のおそれのある場合		まちづくり局指導部建築指導課
擁壁の倒壊等のおそれのある場合		まちづくり局指導部宅地企画指導課
臭気や有害物質の排出のおそれのある場合		環境局環境対策部環境対策推進課
前項のうち、建築物や設備の破損等に起因し、衛生上有害となるもの		まちづくり局指導部建築指導課
廃棄物の放置、不法投棄が原因で、地域住民の生活上支障となっている場合		環境局生活環境部収集計画課
衛生害虫が発生し地域住民の生活上支障となっている場合	地域みまもり支援センター衛生課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策課
住みついた動物等が原因で、地域住民の衛生上支障となっている場合	地域みまもり支援センター衛生課	健康福祉局保健医療政策部生活衛生課 健康福祉局保健医療政策部動物愛護センター 健康福祉局保健医療政策部感染症対策課
立木の枝等が敷地外にはみ出し、道路の通行を妨げるおそれのある場合	道路公園センター	建設緑政局道路河川管理部路政課
可燃物の放置等による、火災発生のおそれのある場合		消防局予防部予防課 消防局所轄消防署予防課
管理者等が生活困窮世帯である場合	地域みまもり支援センター各課	

別表第2（関連法）

法律名	所管部署
建築基準法	まちづくり局指導部建築指導課
宅地造成等規制法	まちづくり局指導部宅地企画指導課
道路法	建設緑政局道路河川管理部路政課
消防法	消防局予防部予防課